

「厚生労働大臣が定める院内掲示事項」

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 当院は関東信越厚生局東京事務所に下記の届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ 情報通信機器を用いた診療に係る基準

(2) 特掲診療料の施設基準に係る届出

- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する遠隔モニタリング加算
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実
管理体制加算

2. 明細書発行体制について

＊ 医療の透明化と患者さんへの情報提供の観点から、領収書の発行の際に、個別診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担のない方についても、無料で発行しています。明細書には、使用した医療品の名称や行われた検査の名称が記載されていますので、代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

3. 一般名処方加算について

* 当院では、後発医薬品ある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の有効成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行っております。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

4. 電子的診療情報連携体制整備加算について

* 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しております。

当院を受診した患者さんに対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

5. 長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養について

* 医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の2分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。

参考：厚生労働省ホームページ「令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み」

6. 保険外負担の費用について

* 当院では、証明書・診断書、その他につきまして利用者の希望により、その利用に応じた実費のご負担をお願いしています。

(1) 診断書・証明書料 (税込)

- 証明書 3,000 円 (各種証明書)
- 診断書 5,000 円 (当院のもの)
- 8,000 円 (生命保険診断書)

* その他診断書・証明書につきましては、受付にて問い合わせください。

(2) その他保険外費用に係る費用（税込）

- 個包装マスク 1 枚 50 円

* その他不明な点などありましたら、受付までお問い合わせください。

ざま東十条内科